

【教育委員会定例会】会議録

会 議 名	令和4年第5回教育委員会定例会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和4年5月19日(木)		
開催時間	午後3時00分～午後3時38分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	大山 日出夫 教育長	近藤 俊明 委員	小関 朝之 委員
	早川 貴美子 委員	倉橋 さとみ 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	田巻 正義 教育政策課長	八尋 崇 教育指導課長
	森 太一 学校運営部長	飯塚 尚美 学務課長	上遠野 葉子 子ども家庭部長
	田ヶ谷 正 生涯学習支援室長	西出 豊 生涯学習支援課長	
書 記	毛利 正成 教育政策担当係長	脇本 達朗 教育政策担当係長	佐藤 美穂 教育政策担当係員
欠 席 者	秋元 康裕 学校ICT推進担当課長 森田 剛 学校支援課長 菊地 崇 子ども政策課長 安部 嘉昭 子ども施設運営課長 蜂谷 勝己 私立保育園課長 平塚 晃夫 子ども施設入園課長 山田 勉 青少年課長 橋本 太郎 こども支援センターげんき所長 門藤 敦良 支援管理課長 森田 路子 教育相談課長 高橋 徹 こども家庭支援課長 土田 浩己 生涯学習振興公社局長 薄井 正徳 生涯学習振興公社学習事業部長 ※ コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席説明員を必要最小限とした。		
傍 聴 者	1名		
会議次第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和4年5月19日

第5回足立区教育委員会定例会

午後 3 時 0 0 分開会

○教育長 ただいまから本年第 5 回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

—————◇—————

初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に早川委員、倉橋委員をご指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第 1 を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 1、第 2 3 号議案「足立区子ども未来創造館条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第 2 3 号議案について、田ヶ谷生涯学習支援室長から説明をお願いいたします。生涯学習支援室長。

○生涯学習支援室長 お手元の資料 3 ページをお開きください。件名、所管部課名は記載のとおりです。

今回の改正理由ですが、ギャラクシティは開館 27 年を経過しており、令和 7 年度・8 年度の 2 カ年にかけて大規模改修を計画しております。

現在の指定管理期間が令和 4 年度で終了するため、令和 5 年度からプロポーザルを計画しておりましたが、大規模改修期間前の 2 年間のみの契約期間では公募をかけることが困難であると判断いたしました。これに伴い、指定管理期間を 2 年間延長する必要があるため、規定の整備を行うものでございます。

主な改正内容ですが、「教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。」という部分に、「特別の事情があると認めた場合を除き、」という文言を加え、緩和規定を承認するものです。施行年月日は公布日です。

今後の方針ですが、条例改正の議決が得られた際には、施行規則の改正を行い、指定管理の延長について選定審査会による審査を実施し、議会での議決を経て指定管理者を指定いたします。

説明は以上です。審議をお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第 2 3 号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。何か質疑はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようですので、これより第 2 3 号議案「足立区子ども未来創造館条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり、議決することにいたします。

—————◇—————

○教育長 次に、日程第 2 を議題といたします。教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 2、第 2 4 号議案「区長の権限に属する事務の委任等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」以上。

○教育長 第 2 4 号議案について、上遠野子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 議案説明資料の 6 ページをご覧ください。件名、所管部課名は記載のとおりです。

まず、改正理由です。子ども・子育て支援法第 30 条の 11 に規定される「特定子ども・子育て支援施設等への指導検査」の実施にあたり、規則の一部を改正するものです。

今回追加となる「特定子ども・子育て支援施設等」

ですが、中段下の表をご覧ください。区分の1番上ですが、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園、私立認定こども園、認可外保育施設等が該当となります。

こちらの文言を追加して、今後、施設への指導検査等を実施していくものです。施行年月日は公布日です。審議をお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第24号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。何か質問はございますでしょうか。

小関委員。

○小関委員 「特定子ども・子育て支援施設等」の該当保育施設等が表内に記載されていますが、「子ども・子育て支援新制度に移行していない」とは、どのような意味でしょうか。具体的な内容を教えてください。

○子ども家庭部長 「子ども・子育て支援新制度に移行していない」とは、いわゆる私立幼稚園のことであり、これまでは保護者の方からいただく授業料と私学助成金等を活用して運営されていた施設です。

幼児教育・保育の無償化の流れの中で、公費である給付費を支給することとなり、指導検査を実施する組み立てになりました。

これまで、この施設は指導検査対象になっていなかったため、今後、指導検査を実施するにあたり、規則内の文言を整備するものです。

○教育長 早川委員。

○早川委員 子どもに関係する施設に大なり小なりの補助があるのは必要なことであり、その管理が各施設に任されていることも当然だと思いますが、各種の問題が起こらないように区側のチェックが必要だと考えます。

○教育長 よろしいでしょうか。ないようですので、これより第24号議案「区長の権限に属する事務の委任等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手

をお願いします。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり、議決することにいたします。

—————◇—————

次の日程第3、第25号議案から日程第4、第26号議案は足立区教育委員会会議規則第14条第1項のただし書による人事に関する事件、その他の事件でございますので、非公開の会議としたいと思います。

お諮りいたします。第25号議案から第26号議案につきまして、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本議案につきましては非公開とさせていただきます。

大変申し訳ありません。傍聴人の方、議場より一旦ご退席をお願いします。

(傍聴者 退室)

—————(非公開議案審議中)—————

(傍聴人 入室)

—————◇—————

○教育長 次に、日程第5、教育長報告を議題といたします。

今回は、各担当からの報告事項に代えさせていただきます。ご質疑等は全ての報告が終了しましたら、一括でいただくようお願いいたします。それでは

(1) から (4) について、八尋教育指導課長お願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長 資料 8 ページをご覧ください。

1 点目の「キャリア教育施設の利用料助成について」です。所管部課名は記載のとおりです。

これまで、小中学校ではキャリア教育の一環として、毎年各小中学校で 1 つの学年がキッザニア東京または東京グローバルゲートウェイを利用してきましたが、このたび、キッザニア東京の利用料が値上げとなりました。具体的な金額は表のとおりですが、利用料は 175 円アップしております。

元々、区では一律 2,500 円の補助をしておりますが、今回の値上げと同額の補助額の増額を行うことで、これまでと同様の保護者負担とする内容です。

続きまして、9 ページをご覧ください。2 点目の「小学校社会科副読本『わたしたちの足立』の作成について」です。

これまでは、教員の中で委員会を立ち上げて作成してきましたが、今年度は、前回お伝えしたとおり、改訂委員会を立ち上げて作業を進めていきます。

まず、項番 1 のスケジュールです。改訂委員会を発足させましたので、これから順次作成に入っていきます。

令和 5 年 1 月には副読本の作成を終了させ、2 月に各校への周知、3 月に印刷及び各学校へ配送というスケジュールで進めていきます。内容等については、随時報告させていただきます。

改訂委員会の編成につきましては、項番 2 のとおりです。よろしくお願いいたします。

3 点目の「令和 4 年度デジタル教科書の導入について」です。

この度、文部科学省がデジタル教科書の実証実験事業を始めました。

当初は、項番 1 に記載のとおり、第一科目（英語）は全校分を国が負担、第二科目（算数・数学または理科）は 25% の学校分を国が負担して、残る学校

分を区が負担する内容で考えておりました。

ところが、東京都から示された配分結果では、第一科目（英語）は当初のとおりでしたが、第二科目（算数・数学または理科）は中学校全校分、小学校 69 校中 52 校分を国が負担する内容であり、区の負担が減った内容でした。

項番 3 に、国の負担が増えた理由を記載しております。タブレットや Wi-Fi 環境の整備が進んでいない自治体が多く、当初の想定よりも実証実験に手を挙げた自治体が少なかったことが原因だと聞いております。

11 ページ以降は、教育委員会から学校に示した「学習者用デジタル教科書導入後の使用方針について」です。文科省の資料をベースにしており、分かりやすく画像付きにしています。

15 ページをご覧ください。4 点目の「令和 4 年度足立区立中学校の抗原検査について」です。

昨年度も実施いたしました、修学旅行に行く際の抗原検査の実施についてです。今回は部活動が再開になっておりますので、この点も含んでおります。

例えば、都外遠征などの大きな試合の際に、学校側が「心配なので抗原検査を実施したい」と申し出た場合には、いつでも供給できるよう準備をしております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 次に、(5) について、飯塚学務課長、よろしくお願いいたします。

学務課長。

○学務課長 17 ページをご覧ください。件名、所管部課名は記載のとおりです。

令和 3 年度のおいしい給食推進事業につきましては、記載のとおり、例年と同様、様々な取組を実施いたしました。新型コロナウイルス感染症対策の影響で、若干実績は下がっております。

19 ページをご覧ください。小中学校の平均残菜率です。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う急な学級閉鎖や学年閉鎖、またリモート授業への対応により、

提供方法に急な変更があった関係で、残菜量は増えております。

次に、21ページの令和4年度の実施計画です。

例年どおりの事業に加えて区政90周年ということで、新たな取組を加えております。

(1)は新規事業です。まず、区政90周年の特別企画として、給食メニューコンクールを「こんな給食あったらいいな。私たちが食べたいメニューはこれ！」をテーマに実施いたします。

次に、給食体験ということで、実際に学校の中で給食を食べていただく機会を現在検討しております。10月または11月あたりに、感染対策が可能な状況であれば実施したいと思っております。

11月には「おいしい給食フェア」を実施いたします。大型商業施設を会場として、多世代の交流も楽しめるイベントを企画しております。

3月には「おいしい給食シンポジウム」を企画しております。詳細が決まり次第、随時報告させていただきます。

各事業を通じて、足立区のおいしい給食を区内のみならず、区外にもPRしたいと思っております。

(2)は継続事業です。例年取り組んでいる内容ですが、開催概要を記載しております。

私からは以上になります。

○教育長 ただいま、各所管から報告事項がありました。これらの点につきまして、各委員からご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

早川委員。

○早川委員 修学旅行実施に関する抗原検査についてです。無症状の感染者も多いため、検査の実施は重要だと考えます。検査は、唾液を使って実施するのでしょうか。

○教育指導課長 唾液を使って実施します。15分で結果が判明するものを使用いたします。

○早川委員 承知しました。抗原検査が陽性であっても、必ずしも感染しているとは限らないため、PCR検査を受けていただきたいと思っております。

○教育指導課長 ご指摘ありがとうございます。出発

の1週間以上前に抗原検査を実施して、陽性が出た場合にはPCR検査を受けてもらう流れを考えております。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。近藤委員。

○近藤委員 小中学校平均残菜率・総残菜量についてです。統計的に見ても、大きく改善していると思えます。先ほど、その要因として「(給食を)美味しくした」と説明いただきました。その通りだと思うのですが、それ以外の工夫もされていると思えます。その部分についても説明をお願いします。

○学務課長 残菜量につきましては、当初、各々がその量を認識していない状況だったため、その量を認識してもらうところからスタートいたしました。

おいしくする工夫としましては、足立区の学校では、各栄養士が全ての献立を作っているため、横並びでより良くおいしいものが作れるよう、毎月研修会などを行っております。また、2年前からはおいしい給食指導員が現場を回り、学校間で差が出ないように直接指導をしております。

○教育長 私が把握している話としては、豆を苦手とするお子さんが多いため、栄養士が食べやすいメニューを開発して提供した事例です。

○近藤委員 そのようなきめ細かい対応をなさったということですね。各学校では同じ給食を提供しているのでしょうか。それとも、各学校で異なるのでしょうか。

○学務課長 メニュー・献立は、各学校でそれぞれの栄養士が作成しておりますので、基本的に違うメニューになります。たまに行事食は同じようなものが提供されることはありますが、基本的に各学校で異なります。

○近藤委員 分かりました。そのような状況の中で、この結果は素晴らしいことだと思います。

○教育長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。小関委員。

○小関委員 4点あります。まず、令和4年度デジタル教科書の導入についてです。

足立区では全校実施ができるとのことで、とても

良いことだと思っています。デジタル教科書の導入にあたり、教員側の活用研修は考えているのでしょうか。「導入したので、どうぞ勝手に」とはいかないと思います。AIドリルのように、様々な研修を実施して活用を図っていくことになると思います。どのような取組を考えているのでしょうか。

2点目は、令和4年度足立区立中学校の抗原検査についてです。用語説明に「人流抑制段階」とあり、1日の新規陽性者数が100人以上2,250人未満となっています。非常に幅があるのですが、この中に段階的な部分はあるのでしょうか。また、「ステイホーム段階」についても、補足説明をお願いします。

3点目は、小中学校平均残菜率・総残菜量についてです。残菜率自体は減少傾向で良いのですが、残菜率の高い学校と低い学校の差異解消が課題となっています。様々な原因があると思いますが、主な原因は何でしょうか。

4点目は、小・中学校の児童・生徒数及び学級数について（令和4年4月7日現在）です。昨年も河本委員が説明を求めた件です。

特別支援教室利用生徒数(中学校)を見ると、学校の規模と利用生徒数が一致していません。

例えば、生徒数の1番多い第十四中学校は生徒数が700人程度いますが、特別支援教室利用生徒数は19人です。

一方、生徒数の少ない青井中学校、入谷中学校、栗島中学校では、特別支援教室利用生徒数がすごく多くなっています。

この理由として、小さい学校だとよく面倒を見てもらえることが挙げられると思います。

各学校では、特別支援教室利用生徒に対して、どのような指導をしているのでしょうか。以上です。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 まず、令和4年度デジタル教科書の導入についてです。学校に示した使用方針を資料に付けておりますが、これと併せて学校ICT推進担当からもサポートしていきます。

研修は児童用というよりも、もっと大きい括りで考えており、デジタル教科書を使った授業という内容で実施するつもりです。

次に、令和4年度足立区立中学校の抗原検査についてです。「人流抑制段階」の100人から2,250人の間には、3段階を設けております。

児童・生徒1日の新規陽性者数が100人を超え、各種状況を踏まえても、通常の学校運営から変更すべきとなった際には、昨年度実施したリモート授業と対面授業の選択をしてもらい、給食を付けて6時間授業を行います。

児童・生徒1日の新規陽性者数が300人を超えた際には、6時間授業から4時間授業に変更いたします。

ただし、基準人数を超えたからといって、すぐに対応を変更するというわけではありません。区の状況を踏まえ、医師会等に相談していきます。状況ごとの対応など、関係機関と相談をしながら判断していきます。

一応の目安として基準を設けておりますので、これに合わせて部活動、修学旅行等の実施を判断してまいります。

○教育長 学務課長。

○学務課長 小中学校平均残菜率・総残菜量についてです。残菜率の高い学校と低い学校の差異解消という課題ですが、小学生と中学生では事情が異なります。

中学生では、特に女子において、ダイエットを気にして食べないといった影響が見られます。一方で、おいしくないために残されている部分もありますので、その部分については、おいしい給食指導員が各学校を回り指導しております。実際の調理現場を確認するとともに、栄養士とのやり取りを通じて、味の改善を重ねております。

一方、小学生では、校長先生から「小学校高学年になると、食が細くなってくる。」といった声が増えてきているため、各学校の状況に合わせて、一緒に対策を立てていく形で指導しております。

私自身が見て回った感想ですが、子どもたち自身が配膳をしていることで時間がかかり、食事時間が短くなっていると感じました。これが、残菜率が多くなってくる一因ではないかと考えております。説明は以上です。

○教育指導部長 若干の補足です。

まず、デジタル教科書についてです。教員は既に指導者用のデジタル教科書を活用して授業を行っておりますが、子どもたち自身がデジタル教科書に触れながら慣れていくことも重要だと考えております。

先ほどもご説明しましたとおり、操作方法を教えるだけではなく、授業の中でどのように活用すべきかという大きな視点を持って考えてまいります。

また、「足立スタンダード」の授業の中でどのように活用できるかは、ICT支援員等からのアドバイスを受けつつ進めてまいります。

次に、管轄外ではありますが、小中学校平均残菜率・総残菜量についてです。

先ほど、近藤委員から残菜率を減らすための工夫について質問がありましたが、私が漏れ聞いた話がありますので併せてご説明申し上げます。

足立のおいしい給食は、非常に素材にこだわっております。できるだけ国産の素材を使い、その時々旬の物を献立の中に入れていきます。また、化学調味料を使わずに、天然のだしを使っており、素材本来の味わいを子どもたちに教える工夫もしております。

さらに、ただ食事を提供するだけではなく、栄養士から、その日の献立について説明を受ける機会も作っております。こうした機会を通じて、「この食材には、●●といった栄養素があり、■■といった調理をしています。」といった内容を、子どもたちに直接伝えることで、食に対する理解をさらに深める努力もしていると聞いております。

このような取組もあり、残菜率が減少傾向にあるのではないかと考えております。

○近藤委員 ありがとうございます。それだけ幅広い努力をされているんですね。特に、献立について

直接説明する機会を設ける取組は、子どもたちの学習にもつながり、素晴らしいと思います。

ぜひ、継続していただきたいと思います。

○教育長 4点目の特別支援教室利用生徒数(中学校)については、本日、担当課長が不在のため、別途説明させていただきます。

ほかにご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようですので、報告事項については終了とさせていただきます。

「その他」ですが、何かございますでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、以上をもちまして、本年第5回足立区教育委員会定例会を閉会といたします。ありがとうございます。

午後3時38分閉会

令和4年第5回
足立区教育委員会定例会

日時 令和4年5月19日 木曜日 午後3時00分開議
会場 教育委員会室

1 議事日程		頁
日程第1	第23号議案 足立区こども未来創造館条例の一部を改正する条例の送付について……………	2
日程第2	第24号議案 区長の権限に属する事務の委任等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の送付について……………	5
日程第3	第25号議案 足立区育英資金審議会委員の委嘱及び任命について……………	別冊
日程第4	第26号議案 足立区生涯学習関連施設指定管理者評価委員会委員の委嘱及び任命について……………	別冊
日程第5	教育長報告	

2 報告事項

- (1) キャリア教育施設の利用料助成について
《八尋 教育指導課長》 8
- (2) 小学校社会科副読本「わたしたちの足立」の作成について
《八尋 教育指導課長》 9
- (3) 令和4年度デジタル教科書の導入について
《八尋 教育指導課長》 10
- (4) 令和4年度足立区立中学校の抗原検査について
《八尋 教育指導課長》 15
- (5) 令和3年度おいしい給食推進事業の実施結果及び令和4年度事業計画について
《飯塚 学務課長》 17

3 情報連絡事項

- (1) 小・中学校の児童・生徒数及び学級数について（令和4年4月7日現在）
[学務課] 23
- (2) 事業実施報告・実施予定
[青少年課] 31
- (3) 行事实施結果・実施予定
[生涯学習振興公社] 32

第 2 3 号議案

足立区こども未来創造館条例の一部を改正する条例の送付について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 5 月 1 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区こども未来創造館条例の一部を改正する条例

足立区こども未来創造館条例（平成 2 4 年足立区条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 3 項中「ときは」の次に「、特別の事情があると認めた場合を除き」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

ギャラクシティの大規模改修に伴い、指定管理期間を延長するため、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 2 3 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 5 月 1 9 日

件 名	足立区こども未来創造館条例の一部を改正する条例の送付について
所 管 部 課 名	地域のちから推進部生涯学習支援室地域文化課
内 容	<p>1 改正の理由</p> <p>施設の長寿命化を図るため、令和 7 年度から令和 8 年度にかけてギャラクシティの大規模改修を計画している。</p> <p>現在の指定管理の期間は令和 4 年度に終了するが、令和 5 年度から大規模改修を開始するまでの 2 年間のみの契約期間では、公募をかけることが困難であるため、指定管理期間を 2 年延長する。</p> <p>指定期間を延長するためには規定の整備が必要であるため、条例案を提出する。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>第 1 9 条第 3 項「教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。」を「教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認めた場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。」に改める。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>公布の日から施行する。</p>
今後の方針	条例改正の議決が得られた際には、施行規則の改正を行い、指定管理の延長について選定審査会による審査を実施し、議会の議決により指定管理者を指定する。

足立区こども未来創造館条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区こども未来創造館条例 平成24年3月28日条例第32号</p> <p>第1条～第18条（省略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第19条（1項、2項 省略）</p> <p>3 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。</p> <p>付 則</p> <p>別表第1～別表第3（省略）</p>	<p>○足立区こども未来創造館条例 平成24年3月28日条例第32号</p> <p>第1条～第18条（現行のとおり）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第19条（1項、2項 現行のとおり）</p> <p>3 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、<u>特別の事情があると認められた場合を除き</u>、規則で定めるところにより公募するものとする。</p> <p>付 則</p> <p><u>付 則（令和 年 月 日条例 号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表第1～別表第3（現行のとおり）</p>

第 2 4 号議案

区長の権限に属する事務の委任等に関する条例施行規則の一部
を改正する規則の送付について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 5 月 1 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

区長の権限に属する事務の委任等に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

区長の権限に属する事務の委任等に関する条例施行規則（平成 2 3 年
足立区規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 6 号中「及び特定地域型保育事業者」を「、特定地域
型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 3 0 条の 1 1 に
規定する特定子ども・子育て支援施設等への指導検査の実施にあたり、
規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 2 4 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 5 月 1 9 日

件 名	区長の権限に属する事務の委任等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の送付について								
所 管 部 課 名	子ども家庭部子ども施設指導・支援課								
内 容	<p>1 改正の理由 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 3 0 条の 1 1 に規定する特定子ども・子育て支援施設等への指導検査の実施にあたり、規則の一部を改正する。</p> <p>2 主な内容（詳細は、P 7 新旧対照表のとおり） 区長から教育委員会への委任事務に「特定子ども・子育て支援施設等」を追加する。</p> <p>3 施行年月日 公布の日から施行する。</p> <p>※ 子ども・子育て支援法で規定される保育施設等の区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">該当保育施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">特定子ども・子育て支援施設等</td> <td>子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園・私立認定こども園、認可外保育施設等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特定教育・保育施設</td> <td>私立認可保育所、子ども・子育て支援新制度に移行している私立幼稚園・私立認定こども園</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特定地域型保育事業者</td> <td>小規模保育事業所、家庭的保育事業者</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	該当保育施設等	特定子ども・子育て支援施設等	子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園・私立認定こども園、認可外保育施設等	特定教育・保育施設	私立認可保育所、子ども・子育て支援新制度に移行している私立幼稚園・私立認定こども園	特定地域型保育事業者	小規模保育事業所、家庭的保育事業者
区 分	該当保育施設等								
特定子ども・子育て支援施設等	子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園・私立認定こども園、認可外保育施設等								
特定教育・保育施設	私立認可保育所、子ども・子育て支援新制度に移行している私立幼稚園・私立認定こども園								
特定地域型保育事業者	小規模保育事業所、家庭的保育事業者								
今後の方針									

区長の権限に属する事務の委任等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表 (案)

改 正 前	改 正 後
<p>○区長の権限に属する事務の委任等に関する条例施行規則 平成23年3月31日規則第20号</p> <p>第1条 (省略) (委任する事務)</p> <p>第2条 条例の施行に関し、条例第1条に規定する事務は次の各号に定めるものとする。 (1) から (5) まで (省略) (6) 特定教育・保育施設 <u>及び特定地域型保育事業者</u>の確認、指導、検査、支援等に係る事務 (7) から (12) まで (省略)</p> <p>2 (省略) 3 (省略)</p> <p>第3条から第5条まで (省略)</p>	<p>○区長の権限に属する事務の委任等に関する条例施行規則 平成23年3月31日規則第20号</p> <p>第1条 (省略) (委任する事務)</p> <p>第2条 条例の施行に関し、条例第1条に規定する事務は次の各号に定めるものとする。 (1) から (5) まで (省略) (6) 特定教育・保育施設、<u>特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等</u>の確認、指導、検査、支援等に係る事務 (7) から (12) まで (省略)</p> <p>2 (省略) 3 (省略)</p> <p>第3条から第5条まで (省略)</p> <p><u>付 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>

教 育 委 員 会 報 告

令和4年5月19日

件 名	キャリア教育施設の利用料助成について																							
所管部課名	教育指導部教育指導課																							
内 容	<p>小中学校で行うキャリア教育の一環として、毎年、各小中学校で1つの学年が、キッザニア東京またはTGG（東京グローバルゲートウェイ）を利用している。</p> <p>このほどキッザニア東京から、令和4年度の利用料の改定について通知された。小学生は利用料が上がるため、区の補助を現状のままとすると、保護者負担が増加することになる。</p> <p>については下記の通り予算措置を講じ、小学生が施設を利用する際の保護者負担を増やさないよう、対応したい。</p> <p>1 キッザニア東京の利用額の改訂</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">利用料</th> <th style="width: 15%;">区の補助額</th> <th style="width: 15%;">保護者が負担する額</th> <th style="width: 15%;">保護者負担増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小学生</td> <td>改訂前</td> <td>3,025 円</td> <td rowspan="4">一律 2,500 円</td> <td>525 円</td> <td rowspan="2"><u>+175 円</u></td> </tr> <tr> <td>改訂後</td> <td>3,200 円</td> <td>700 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中学生</td> <td>改訂前</td> <td>3,245 円</td> <td>745 円</td> <td rowspan="2">-45 円</td> </tr> <tr> <td>改訂後</td> <td>3,200 円</td> <td>700 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 改定は、令和4年4月以降に契約する学校から適用される。</p> <p>2 区の補助額の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学生は <u>保護者負担が525円から増加しないよう</u>、令和4年4月以降に契約する場合は、補助額を175円増の2,675円とする。 ・ 中学生はこれまでどおり2,500円を助成する。 ・ 増加する区の負担額 @<u>175 円</u> * 481人（小学生の利用予定数） = 84,175 円 	区分		利用料	区の補助額	保護者が負担する額	保護者負担増減	小学生	改訂前	3,025 円	一律 2,500 円	525 円	<u>+175 円</u>	改訂後	3,200 円	700 円	中学生	改訂前	3,245 円	745 円	-45 円	改訂後	3,200 円	700 円
区分		利用料	区の補助額	保護者が負担する額	保護者負担増減																			
小学生	改訂前	3,025 円	一律 2,500 円	525 円	<u>+175 円</u>																			
	改訂後	3,200 円		700 円																				
中学生	改訂前	3,245 円		745 円	-45 円																			
	改訂後	3,200 円		700 円																				
問題点・今後の方針	増加する区の補助額（84,175円）については、欠席者等がいることで、既定予算内で対応可能と見込んでいる。																							

教 育 委 員 会 報 告

令和4年5月19日

件 名	小学校社会科副読本「わたしたちの足立」の作成について
所管部課名	教育指導部教育指導課
内 容	<p>小学校社会科副読本「わたしたちの足立」の改訂について、令和4年度の業務計画と改訂委員会の構成について報告する。</p> <p>1 令和4年度の業務計画について</p> <p>(1) 4月まで 「足立区立小学校社会科副読本作成委員会」設置要綱を作成し、改訂委員会を発足させた。</p> <p>(2) 5月以降</p> <p style="padding-left: 40px;">5月 「令和5年度足立区立小学校社会科副読本」の作成・集業務に関する契約書の作成</p> <p style="padding-left: 40px;">6月 予算額の決定、出版社との契約</p> <p style="padding-left: 40px;">7月 「令和5年度足立区立小学校社会科副読本」作成開始</p> <p>令和5年1月 「令和5年度足立区立小学校社会科副読本」作成終了</p> <p>令和5年2月 各校への周知</p> <p>令和5年3月 印刷、及び各学校へ配送</p> <p>2 改訂委員会の編成について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学識経験者 2名以内 ・ 小学校長 2名以内 ・ 郷土博物館学芸員等 4名以内 ・ 小学校社会科担当教員 10名以内 ・ 教育に関する見識を有する者のうち、教育委員会が推薦する者 ・ 教育指導部教育指導課指導主事
問題点・今後の方針	小学校社会科副読本としての情報の正確性や妥当性を高めるために、教育委員会が主となり作成に関わっていく。

教 育 委 員 会 報 告

令和4年5月19日

件 名	令和4年度デジタル教科書の導入について												
所管部課名	教育指導部教育指導課												
内 容	<p>文部科学省が行うデジタル教科書実証実験事業への参加に際し、国が経費を負担する学校数等が通知されたので、報告する。</p> <p>1 当初のスキーム</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">科目</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">費用負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第一科目 (英語)</td> <td style="text-align: center;">全校分を国が負担</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第二科目 (算数・数学または理科)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 25%の学校分を国が負担する ・ 残る学校分は区が負担することとし、21, 234人分を同時補正予算に計上予定 </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 東京都から示された配分結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">科目</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">費用負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第一科目 (英語)</td> <td style="text-align: center;">全校分を国が負担</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第二科目 (算数・数学または理科)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校は全校分を国が負担 ・ 小学校は52校を国が負担 (区の負担は16校・3,006人分) </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 小学校で区負担とされた教科は、いずれも理科である。</p> <p>※ 千寿小学校については、「重点校」指定申請が認められたため、1～4学年の児童にも算数のデジタル教科書が配付される。</p> <p>3 国の負担が増えた理由</p> <p>文部科学省で全国からの希望を集計した結果、第二科目を希望しない学校もあったため、希望した区市への配分数が増加した。</p>	科目	費用負担	第一科目 (英語)	全校分を国が負担	第二科目 (算数・数学または理科)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 25%の学校分を国が負担する ・ 残る学校分は区が負担することとし、21, 234人分を同時補正予算に計上予定 	科目	費用負担	第一科目 (英語)	全校分を国が負担	第二科目 (算数・数学または理科)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校は全校分を国が負担 ・ 小学校は52校を国が負担 (区の負担は16校・3,006人分)
科目	費用負担												
第一科目 (英語)	全校分を国が負担												
第二科目 (算数・数学または理科)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 25%の学校分を国が負担する ・ 残る学校分は区が負担することとし、21, 234人分を同時補正予算に計上予定 												
科目	費用負担												
第一科目 (英語)	全校分を国が負担												
第二科目 (算数・数学または理科)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校は全校分を国が負担 ・ 小学校は52校を国が負担 (区の負担は16校・3,006人分) 												
問 題 点 ・ 今後の方針	教育指導課が示す方針に基づき、各学校において、デジタル教科書を用いた授業を開始する。学校に示した使用方針はP11～14のとおり。												

学習者用デジタル教科書導入後の使用方針について

学習者用デジタル教科書導入後の使用方針に関し、使用について、学習方法、活用方法及び留意点について下記のとおり周知します。

記

1 デジタル教科書の使用について

- ・ 学習者用デジタル教科書を各教科等で回数の制限なく使用することができる。
- ・ 学習者用デジタル教科書の使用開始可能日は5月9日（月）からとする。

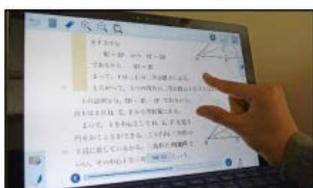
2 デジタル教科書の使用方針について

- ・ 各教科において、児童・生徒の健康に十分配慮し、積極的に使用をすること。
- ・ 家庭学習においても個別学習や復習を行えるように使用し、活用できるようにすること。
- ・ デジタル教科書は紙媒体の教科書と同一内容であるため、紙媒体の教科書は持ち帰る必要がなければ学校で各自管理すること。

3 学習者用デジタル教科書・学習者用デジタル教材の主な使用方法の例

(1) 学習者用コンピュータで使用するにより可能となる学習方法

ア 教科書の紙面を拡大して表示する。



イ 教科書の紙面にペンやマーカーで書き込む。



ウ 教科書の紙面に書き込んだ内容を保存・表示する。



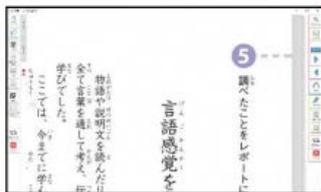
- (2) ア～ウに加え、特に特別な配慮を必要とする児童・生徒等に対して効果的な使用方法
 エ 教科書の紙面を機械音声で読み上げる。



- オ 教科書の紙面の背景色・文字色を変更・反転する。

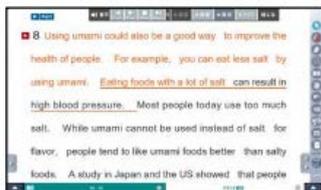


- カ 教科書の漢字にルビを振る。



- (3) 他の学習者用デジタル教材と一体的に使用することにより可能となる使用方法

- ア 音読・朗読の音声やネイティブ・スピーカー等が話す音声を教科書の本文に同期させつつ使用する。



- イ 教科書の文章や図表等を抜き出して活用するツールを使用する。



- ウ 教科書の紙面に関連付けて動画・アニメーション等を使用する。



- エ 教科書の紙面に関連付けてドリル・ワークシート等を使用する。



(4) 他のICT機器等と一体的に使用することにより可能となる使用方法

ア 大型提示装置や教師のコンピュータに児童・生徒の学習者用デジタル教科書の画面を表示する。



イ ネットワーク環境を利用して、児童・生徒が行った書き込みの内容や関連して検索した情報などを教師や児童・生徒間、さらには学校・家庭間で共有する。



4 学習者用デジタル教科書の学習形態別活用方法の例

(1) 個別学習の場面

- ・ デジタル教科書上で書き込みをしたり、操作したりして試行錯誤する。
- ・ 写真やイラストを拡大して細部まで見る。

(2) グループ学習の場面

- ・ デジタル教科書上に書き込みをしたり、操作したりして保存した内容を使用して、自分の考えを見せ合い共有・協働する。

(3) 一斉学習の場面

- ・ 保存した内容等を使用して前回の授業や既習事項の振り返りを行う。
- ・ デジタル教科書上で、必要な情報のみを見せる。
- ・ デジタル教科書上に書き込みをしたり、操作したりして保存した内容を使用して、大型提示装置等で表示し、自分の考えを発表する。

(4) 特別な配慮を必要とする児童・生徒等の学習上の困難の低減

- ・ ページ番号を指定して開く等、教科書の内容へのアクセスを容易にする。

(5) その他

- ・ 学習内容の理解を深めたり、興味・関心を高めたりする。
- ・ デジタル教科書上に書き込み、保存した内容から児童・生徒の学習の進捗・習熟の程度や学習の過程を把握する。

5 学習者用デジタル教科書の使用に当たり留意すべき点について

(1) 学習者用デジタル教科書を使用した指導上の留意点

- ・ 学習者用デジタル教科書を紙の教科書に代えて使用する授業においては、児童・生徒一人一人が、それぞれ学習者用デジタル教科書を使用すること。
- ・ 児童・生徒が授業と関係のない内容を閲覧して授業に集中しないことがないように、例えば、学習者用デジタル教科書を使わないときは学習者用コンピュータの画面を閉じるなど、児童・生徒が授業において適切に学習者用デジタル教科書を使用するよう指導する

こと。

- ・ ノートに書かせる時間を意識的にとり、デジタル教科書の書き込みだけで終わらせないようにすること。

(2) 児童・生徒の健康に関する留意点

- ・ 学習者用デジタル教科書を使用する際には、姿勢に関する指導を適切に行い、目と学習者用コンピュータの画面との距離を 30cm 以上離すよう指導すること。
- ・ 授業において、児童・生徒が長時間にわたって継続して学習者用コンピュータの画面を注視しないよう、30分に1回は、20秒以上、画面から目を離して目を休めるよう指導したり、学習者用コンピュータを見続ける一度の学習活動が長くないようにしたりするなど、健康面にも配慮した授業展開とすること。
- ・ 学習者用コンピュータの画面の反射を抑えることや、画面への映り込みを防止することも重要であるため、児童・生徒に対し学習者用コンピュータの画面の角度を目線と直交するよう調整することを指導すること。
- ・ 心身への影響が生じないように、日常観察や学校健診等を通して、学校医とも連携の上、児童・生徒の状況を確認するよう努めること。必要に応じて、眼精疲労の有無やその程度など心身の状況について、児童・生徒にアンケート調査を行うことも考えられること。
- ・ 家庭における学習者用デジタル教科書の使用に当たっても、上記の目と学習者用コンピュータの画面との距離や目を休めること等に留意するよう指導すること。また、就寝1時間前からは ICT 機器の利用を控えることが適切であることなども指導すること

6 出典

「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/content/20210325-mxt_kyokasyo01-000013738_01.pdf

「学習者用デジタル教科書実践事例集」(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/content/20210325-mxt_kyokasyo01-100014398_01.pdf

を加工して作成。

7 問い合わせ先

教育指導課 指導主事 八百 秀明 電話 (3880) 5974

以上

教 育 委 員 会 報 告

令和4年5月19日

件 名	令和4年度足立区立中学校の抗原検査について
所管部課名	教育指導部教育指導課
内 容	<p>令和4年度足立区立中学校の修学旅行と部活動について、生徒の安全を第一に考えた実施前後の対応を以下のとおり報告する。</p> <p>※ 「人流抑制段階」とは、児童・生徒1日の新規陽性者数が、100人以上2,250人未満を指す。</p> <p>※ 「ステイホーム段階」とは、児童・生徒1日の新規陽性者数が、2,250人以上の場合を指す。</p> <p>1 修学旅行について</p> <p>(1) 修学旅行の実施可否</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「新型コロナウイルス感染状況における足立区立学校の今後の方針等について」に基づき、「ステイホーム段階」では延期または中止とし、「ロックダウン」の段階では中止とする。 <p>(2) 抗原検査を実施する時期（感染予防段階、人流抑制段階） 修学旅行の実施前後</p> <p>(3) 抗原検査を実施する理由</p> <p>ア 修学旅行実施前</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症に罹患した状態で修学旅行に参加させないため。 ・ 旅行先の関係者に対する安心の担保のため。 <p>イ 修学旅行実施後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修学旅行実施後の安心、安全な学校教育活動の担保のため。 <p>(4) 抗原検査の実施回数について</p> $\frac{5,000 \text{ (人)}}{\text{参加者数}} \times 2 \text{ (回)} = \frac{10,000}{\text{実施回数}}$ <p>2 部活動について</p> <p>(1) 部活動の実施可否</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「新型コロナウイルス感染状況における足立区立学校の今後の方針等について」に基づき、「人流抑制段階」「ステイホーム段階」では原則中止とし、「ロックダウン」の段階では中止とする。

	<p>(2) 抗原検査を実施する時期（感染予防段階、人流抑制段階）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区をまたぐ都大会以上の大会に出場する場合 ・ 各校の感染状況を鑑み、校長が必要と判断した場合 <p>(3) 抗原検査を実施する理由</p> <p>ア 大会参加前</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症に罹患した状態で都大会に参加させないため。 ・ 大会関係者に対する安心の担保のため。 <p>イ 大会参加後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都大会実施後の安心、安全な学校教育活動の担保のため。 <p>(4) 抗原検査の実施回数について（最大値）</p> $\frac{20 \text{ (団体)}}{\boxed{\text{団体数}}} \times 2 \text{ (校)} \times \frac{20 \text{ (人)}}{\boxed{\text{参加者数}}} \times 2 \text{ (回)} = 1,600$ <p style="text-align: center;"> $\boxed{\text{優勝・準優勝校}}$ $\boxed{\text{回数}}$ $\boxed{\text{実施回数}}$ </p>
<p>問題点・ 今後の方針</p>	

教 育 委 員 会 報 告

令和4年5月19日

件 名	令和3年度おいしい給食推進事業の実施結果及び令和4年度事業計画について						
所管部課名	学校運営部おいしい給食担当課						
内 容	<p>令和3年度おいしい給食推進事業の実施結果及び令和4年度の事業計画について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 令和3年度の実施結果（主な取り組み）</p> <p>(1) もりもり給食ウィーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施日：6月14日（月）から18日（金）及び、令和4年1月24日（月）から28日（金）各学校で実施 ・ 内 容：喫食時間確保、給食時間中の教員等の関わりの充実、食育の実施 ・ 学校栄養士や教職員のかかわりにより、食に関する興味や関心を高めることができた。 <p>(2) 第13回給食メニューコンクール</p> <p>応募数は、開始以来最多となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テーマ：「わが家自慢の和食を給食に！」 ・ 応募数：小学生応募総数 4,222 作品【R2年度：2,406 作品】 中学生応募総数 2,992 作品【R2年度：2,478 作品】 <p>※ 区長賞ほか、小中学校上位各20作品を表彰（表彰式は中止）</p> <p>(3) 魚沼産コシヒカリ給食の日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施日：10月26日（火） ・ 内 容：中学生が「魚沼自然教室」でお世話になっている農家の新米を小中学校、区立保育園等の給食に提供 ・ 魚沼市から寄贈していただいたお米ができるまでの動画を全校の各教室で放映し、生産者への感謝の気持ちを育むことができた。 <p>(4) 小松菜給食の日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施日：11月16日（火）、17日（水）、24日（水） ・ ※ 各校いずれかの日で実施 ・ 内 容：JA東京スマイルより無償で提供いただいた小松菜を使用した給食を小中学校で一斉に実施 ・ 全校で実施 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>11月16日（火）</td> <td>小 55校・中 4校</td> </tr> <tr> <td>11月17日（水）</td> <td>小 6校・中 25校</td> </tr> <tr> <td>11月24日（水）</td> <td>小 8校・中 6校</td> </tr> </table> 	11月16日（火）	小 55校・中 4校	11月17日（水）	小 6校・中 25校	11月24日（水）	小 8校・中 6校
11月16日（火）	小 55校・中 4校						
11月17日（水）	小 6校・中 25校						
11月24日（水）	小 8校・中 6校						

(5) 野菜の日（衛生部との協働による糖尿病対策）

- ・ 実施日：月1回（各学校ごとに実施）
- ・ 内 容：旬の野菜を使った給食を提供し、野菜摂取の啓発と食育を実施。また、給食だよりに家庭用レシピを掲載するなど家庭での野菜摂取を啓発
- ・ 給食だよりを通じて家庭用の給食メニューレシピを紹介し、家庭での野菜摂取を啓発した。

(6) 野菜摂取啓発の推進

新たなデザインの「ひと口目は野菜から」教室掲示用ポスターを全校の各教室内に掲示し、啓発を行った。

旧デザイン



新デザイン



(7) おいしい給食指導員の巡回指導など

ベテラン学校栄養士の経験やスキルを活用し、残菜率が高い学校や経験の浅い栄養士が配置されている学校へ巡回指導、助言を行った。また、全校の学校栄養士が集う会議等で指導・助言事例を周知した。

(8) 「おうちでもひと口目は野菜からチャレンジシート」の実施

「ひと口目は野菜から」食べる取り組みを家庭においても啓発するため、夏休み期間のうち10日間、自宅などで1日3食野菜を食べたらシートに色を塗ってもらい、学校に提出してもらう取り組み

（希望する小学校の1年生を対象に試行実施し、69校中46校で実施。実施率67%）

チャレンジシート



2 小中学校平均残菜率・総残菜量の推移について

(1) 小中学校平均残菜率

学校	①H20年度当初	②R3年度	①と②の対比
小学校	9.0%	2.2%	約76%減
中学校	14.0%	5.1%	約64%減
平均	11.5%	3.7%	約68%減

(2) 小中学校総残菜量（平成20年度当初比 約70%減）

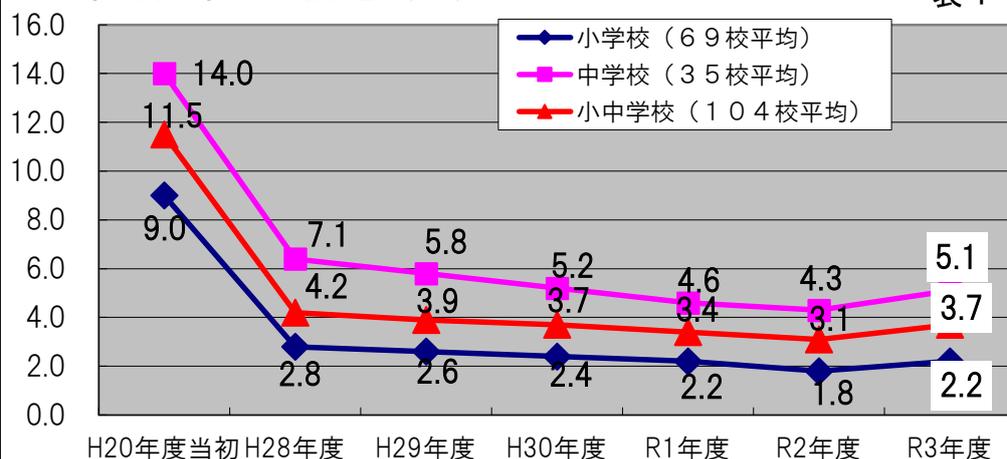
381 t（平成20年度当初） → 113 t（令和3年度）

(3) 分析・課題

新型コロナウイルス感染拡大に伴う学級、学年閉鎖や、リモート授業対応などによる急激な喫食数の変動により、表1のとおり、対前年度比の残菜率が小学校で+0.4%、中学校で+0.8%増加となった。また、表3、4のとおり、残菜率の高い学校と低い学校の差異解消が課題である。

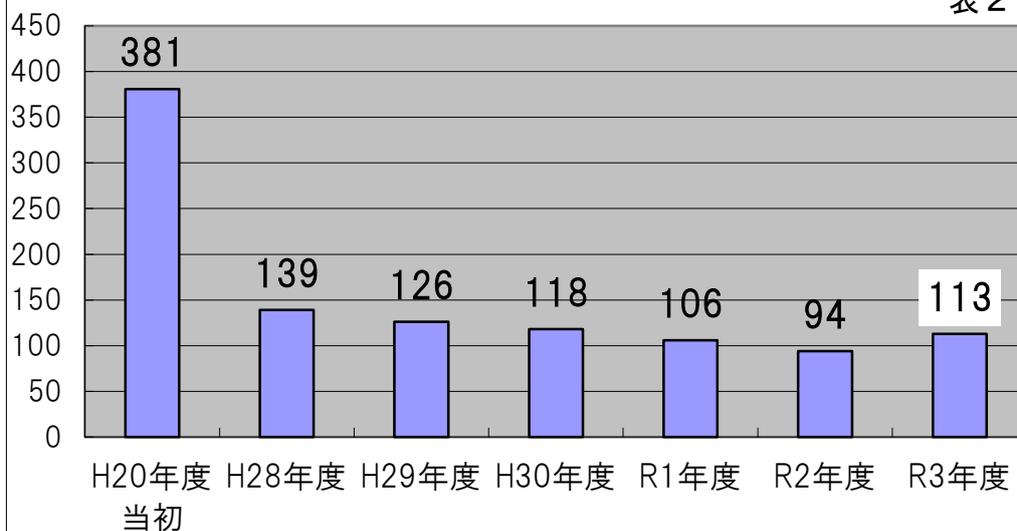
平均残菜率の変化（%）

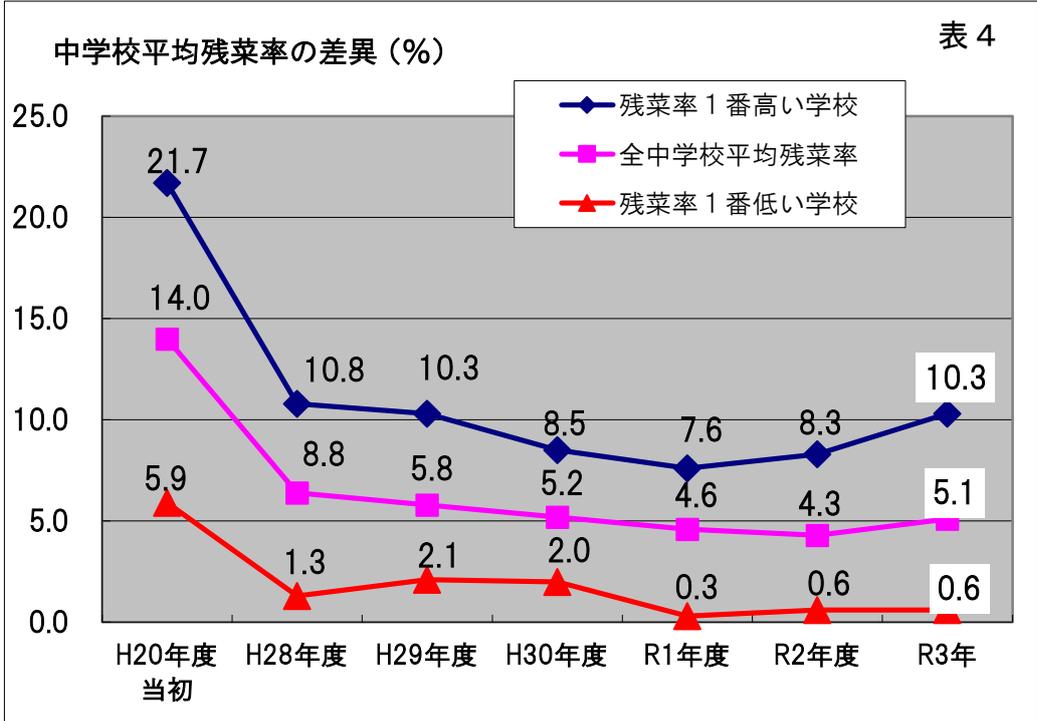
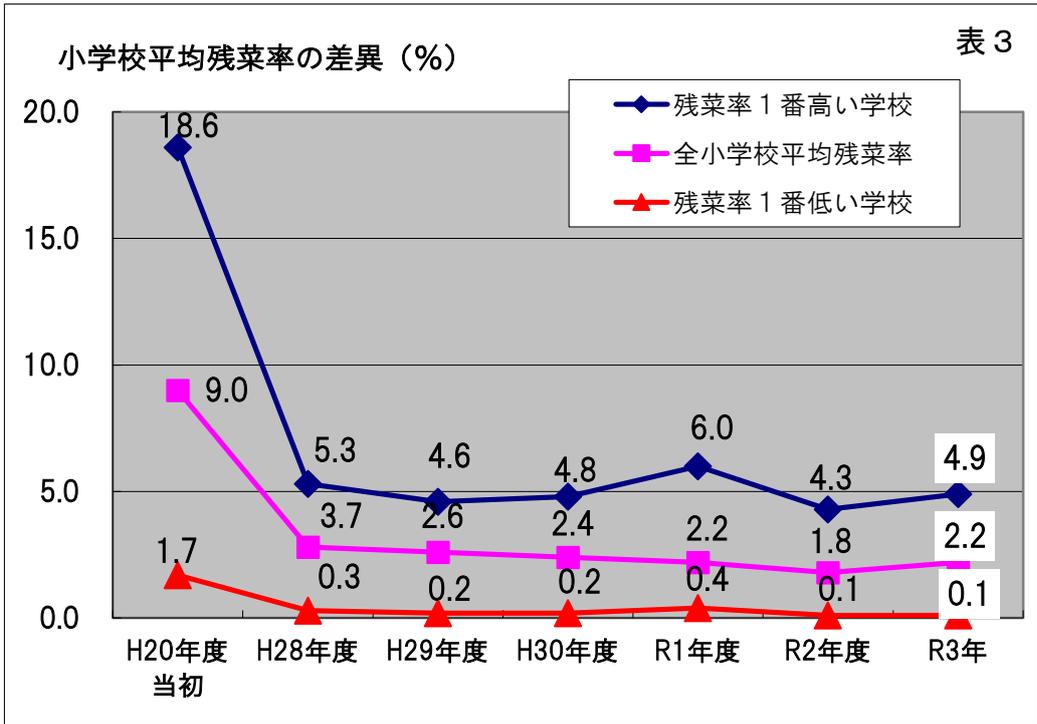
表1



小中学校総残菜量（t）

表2





3 令和4年度の実施計画（主な予定）

新しい生活様式や学校現場の実情を踏まえながら、学校での取り組みや家庭への働きかけを通じ、児童・生徒の食への意識、意欲を高めていく。

(1) 新規事業（区制90周年事業）

事業名		日程（予定）	内容（予定）
区制90周年事業	給食メニューコンクール	夏休み期間	テーマ 「こんな給食あったらいいな。私たちが食べたいメニューはこれ！」 (区制90周年特別企画)
	給食体験	10月 または 11月	主要駅拠点の学校（3校）にて、試食を中心とした給食体験を実施
	おいしい給食フェア	11月	大型商業施設を会場とし、パネルや給食サンプルの展示、物販など、あだちのおいしい給食をPRする。
	おいしい給食シンポジウム	3月	区内施設（ホール）を利用し、著名人を招き、給食に携わる関係者向けのシンポジウムを開催する。

※ 詳細が決まり次第、逐次報告する。

(2) 継続事業

事業名等	日程（予定）	取り組み（予定）
野菜摂取啓発 「ひと口目は野菜から」 の取り組み	通年	<ol style="list-style-type: none"> 啓発ポスターの掲示 配付済の新たなデザインのポスター(マグネット式)を用いて、全クラスで給食時間に黒板掲示 「おうちでもひと口目は野菜から」 チャレンジシート ※ 拡充（対象学年を拡大） 「ひと口目は野菜から」の大切さを説明 各校の学校栄養士が給食時間に校内放送等を活用し説明
野菜の日	通年 (毎月1回)	<ul style="list-style-type: none"> 学校ごとに毎月実施 給食で旬の野菜を味わう 給食だより等で家庭用レシピを提供し啓発

事業名等	日程（予定）	取り組み（予定）
おいしい給食 検討会	毎月1回 (2月除く)	<ul style="list-style-type: none"> 学校栄養士のスキルアップ 検討内容（献立、給食会計、衛生管理、アレルギー対応等に関する指導と意見交換等）
もりもり給食 ウィーク	6月(食育月間) 1月(給食週間)	<ul style="list-style-type: none"> 食べる時間の確保と食育指導を実施
給食メニュー コンクール (再掲)	募集 夏休み期間 ※ 表紙式10月	<ul style="list-style-type: none"> テーマに合わせた給食メニュー作品を募集
魚沼産コシヒカリ給食の日	10月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 中学生が「魚沼自然教室」で収穫した新米を小中学校、区立保育園等の給食で提供
おいしい給食 アンケート	【実施】 10月～11月 【集計・分析】 12月～2月	<ul style="list-style-type: none"> 全校（小学6年生、中学2年生）を対象に実施
小松菜給食の日	11月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 足立区産の小松菜（JA東京スマイル農業協同組合より提供）を使用し給食を実施
「家庭科学習指導案」の活用	通年	<ul style="list-style-type: none"> 栄養、献立作成及び調理実習における基礎的な指導案を各校で活用
長期休み期間の課題 「わが家のシェフになろう！」	通年	<ul style="list-style-type: none"> 児童、生徒が自宅で調理を行い、食の実践力を養う
食育リーダーを中心とした体制の強化	食育リーダー 研修会 (5月、10月、12月)	<ul style="list-style-type: none"> 栄養士以外の教員を食育リーダーとして指定 学校全体でおいしい給食・食育を推進 研修会を年3回実施
学校栄養士・食育リーダーのスキルアップ	通年	<ul style="list-style-type: none"> おいしい給食指導員による指導、助言事例を、栄養士、食育リーダーに周知
今後の方針		

教育委員会情報連絡

令和4年5月19日

件名	小・中学校の児童・生徒数及び学級数について（令和4年4月7日現在）																																																																							
所管部課	学校運営部学務課																																																																							
内 容	<p>1 小・中学校児童生徒数及び学級数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">小学校</td> <td>児童数（通常学級）</td> <td style="text-align: right;">30,434</td> <td style="text-align: right;">29,916</td> <td style="text-align: center;">△518</td> </tr> <tr> <td>児童数（特別支援学級 固定級）</td> <td style="text-align: right;">344</td> <td style="text-align: right;">358</td> <td style="text-align: center;">+14</td> </tr> <tr> <td>児童数合計</td> <td style="text-align: right;">30,778</td> <td style="text-align: right;">30,274</td> <td style="text-align: center;">△504</td> </tr> <tr> <td>児童数（特別支援学級 通級）</td> <td style="text-align: right;">131</td> <td style="text-align: right;">165</td> <td style="text-align: center;">+34</td> </tr> <tr> <td>児童数（特別支援教室）</td> <td style="text-align: right;">1,892</td> <td style="text-align: right;">2,022</td> <td style="text-align: center;">+130</td> </tr> <tr> <td>学級数（通常学級）</td> <td style="text-align: right;">1,008</td> <td style="text-align: right;">1,006</td> <td style="text-align: center;">△2</td> </tr> <tr> <td>学級数（特別支援学級 固定級）</td> <td style="text-align: right;">52</td> <td style="text-align: right;">51</td> <td style="text-align: center;">△1</td> </tr> <tr> <td>学級数（特別支援学級 通級）</td> <td style="text-align: right;">10</td> <td style="text-align: right;">12</td> <td style="text-align: center;">+2</td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">中学校</td> <td>生徒数（通常学級）</td> <td style="text-align: right;">13,540</td> <td style="text-align: right;">13,498</td> <td style="text-align: center;">△42</td> </tr> <tr> <td>生徒数（第四中学校夜間学級）</td> <td style="text-align: right;">44</td> <td style="text-align: right;">33</td> <td style="text-align: center;">△11</td> </tr> <tr> <td>生徒数（特別支援学級 固定級）</td> <td style="text-align: right;">200</td> <td style="text-align: right;">218</td> <td style="text-align: center;">+18</td> </tr> <tr> <td>生徒数合計</td> <td style="text-align: right;">13,784</td> <td style="text-align: right;">13,749</td> <td style="text-align: center;">△35</td> </tr> <tr> <td>生徒数（特別支援教室）</td> <td style="text-align: right;">435</td> <td style="text-align: right;">518</td> <td style="text-align: center;">+83</td> </tr> <tr> <td>学級数（通常学級）</td> <td style="text-align: right;">408</td> <td style="text-align: right;">405</td> <td style="text-align: center;">△3</td> </tr> <tr> <td>学級数（第四中学校夜間学級）</td> <td style="text-align: right;">5</td> <td style="text-align: right;">5</td> <td style="text-align: center;">±0</td> </tr> <tr> <td>学級数（特別支援学級 固定級）</td> <td style="text-align: right;">29</td> <td style="text-align: right;">31</td> <td style="text-align: center;">+2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※参考 小学1年生児童数（R3）5,008人－（R4）4,886人＝△122人</p> <p>2 学校・学年別の詳細 P24～30「小学校別児童数・学級数（通常学級）」「中学校別生徒数・学級数（通常学級）」「児童・生徒・学級数（特別支援学級）」「特別支援教室利用児童数（小学校）」「特別支援教室利用生徒数（中学校）」を参照</p> <p>3 少人数学級（35人学級）の推進について （1）小学校1年生：平成23年度から、国基準で実施 （2）小学校2年生：平成24年度から、都基準で実施 （3）小学校3年生：令和4年度から、国基準で実施 （4）中学校1年生：平成25年度から、都基準で実施</p>			令和3年度	令和4年度	増減	小学校	児童数（通常学級）	30,434	29,916	△518	児童数（特別支援学級 固定級）	344	358	+14	児童数合計	30,778	30,274	△504	児童数（特別支援学級 通級）	131	165	+34	児童数（特別支援教室）	1,892	2,022	+130	学級数（通常学級）	1,008	1,006	△2	学級数（特別支援学級 固定級）	52	51	△1	学級数（特別支援学級 通級）	10	12	+2	中学校	生徒数（通常学級）	13,540	13,498	△42	生徒数（第四中学校夜間学級）	44	33	△11	生徒数（特別支援学級 固定級）	200	218	+18	生徒数合計	13,784	13,749	△35	生徒数（特別支援教室）	435	518	+83	学級数（通常学級）	408	405	△3	学級数（第四中学校夜間学級）	5	5	±0	学級数（特別支援学級 固定級）	29	31	+2
			令和3年度	令和4年度	増減																																																																			
	小学校	児童数（通常学級）	30,434	29,916	△518																																																																			
		児童数（特別支援学級 固定級）	344	358	+14																																																																			
		児童数合計	30,778	30,274	△504																																																																			
		児童数（特別支援学級 通級）	131	165	+34																																																																			
		児童数（特別支援教室）	1,892	2,022	+130																																																																			
		学級数（通常学級）	1,008	1,006	△2																																																																			
		学級数（特別支援学級 固定級）	52	51	△1																																																																			
		学級数（特別支援学級 通級）	10	12	+2																																																																			
	中学校	生徒数（通常学級）	13,540	13,498	△42																																																																			
		生徒数（第四中学校夜間学級）	44	33	△11																																																																			
		生徒数（特別支援学級 固定級）	200	218	+18																																																																			
		生徒数合計	13,784	13,749	△35																																																																			
		生徒数（特別支援教室）	435	518	+83																																																																			
		学級数（通常学級）	408	405	△3																																																																			
		学級数（第四中学校夜間学級）	5	5	±0																																																																			
		学級数（特別支援学級 固定級）	29	31	+2																																																																			
	問題点・今後の方針																																																																							

令和4年度 小学校別 児童数・学級数（通常学級）

令和4年4月7日現在

番号	小学校名	児 童 数							学 級 数						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
1	青 井	65	54	51	54	70	51	345	2	2	2	2	2	2	12
2	足 立	87	97	98	101	101	98	582	3	3	3	3	3	3	18
3	足立入谷	15	10	22	19	15	23	104	1	1	1	1	1	1	6
4	綾 瀬	150	137	130	130	130	130	807	5	4	4	4	4	4	25
5	伊 興	119	92	89	114	113	109	636	4	3	3	3	3	3	19
6	梅 島	101	88	99	97	99	102	586	3	3	3	3	3	3	18
7	梅島第一	52	38	43	60	43	39	275	2	2	2	2	2	1	11
8	梅島第二	49	44	49	47	52	48	289	2	2	2	2	2	2	12
9	桜 花	53	62	62	52	63	64	356	2	2	2	2	2	2	12
10	扇	44	66	51	49	53	47	310	2	2	2	2	2	2	12
11	大 谷 田	57	60	57	40	50	43	307	2	2	2	1	2	2	11
12	興 本	58	63	68	64	73	73	399	2	2	2	2	2	2	12
13	加 平	98	98	99	101	84	84	564	3	3	3	3	3	3	18
14	亀 田	104	101	127	119	156	170	777	3	3	4	3	4	5	22
15	北 三 谷	36	53	38	50	63	56	296	2	2	2	2	2	2	12
16	北 鹿 浜	33	43	25	40	35	33	209	1	2	1	1	1	1	7
17	栗 島	38	51	67	59	44	63	322	2	2	2	2	2	2	12
18	栗 原	59	54	67	56	48	68	352	2	2	2	2	2	2	12
19	栗 原 北	54	47	79	63	70	85	398	2	2	3	2	2	3	14
20	弘 道	37	44	31	46	39	52	249	2	2	1	2	1	2	10
21	弘道第一	47	56	51	59	59	53	325	2	2	2	2	2	2	12
22	江 北	123	111	111	91	76	82	594	4	4	4	3	2	3	20
23	古 千 谷	89	77	65	86	87	85	489	3	3	2	3	3	3	17
24	皿 沼	35	56	56	59	52	40	298	1	2	2	2	2	1	10
25	鹿浜五色桜	70	68	89	82	90	95	494	2	2	3	3	3	3	16
26	鹿浜第一	95	81	79	81	74	102	512	3	3	3	3	2	3	17
27	鹿 浜 西	18	22	23	20	19	26	128	1	1	1	1	1	1	6
28	島 根	95	89	89	93	82	69	517	3	3	3	3	3	2	17
29	新 田	161	177	180	189	222	228	1,157	5	6	6	5	6	6	34
30	関 原	89	76	61	67	68	67	428	3	3	2	2	2	2	14
31	千 寿	150	173	154	146	135	101	859	5	5	5	4	4	3	26
32	千 寿 桜	80	92	84	86	77	63	482	3	3	3	3	2	2	16
33	千寿常東	84	78	93	91	100	97	543	3	3	3	3	3	3	18
34	千寿第八	79	91	83	80	104	78	515	3	3	3	2	3	2	16
35	千寿双葉	77	86	84	77	86	81	491	3	3	3	2	3	3	17
36	千寿本町	64	62	67	62	61	66	382	2	2	2	2	2	2	12
37	竹 の 塚	38	42	50	57	50	51	288	2	2	2	2	2	2	12
38	辰 沼	88	88	88	84	95	89	532	3	3	3	3	3	3	18
39	寺 地	57	70	47	67	64	67	372	2	2	2	2	2	2	12
40	舎 人	89	76	85	96	85	83	514	3	3	3	3	3	3	18

令和4年度 小学校別 児童数・学級数（通常学級）

令和4年4月7日現在

番号	小学校名	児 童 数							学 級 数						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
41	舎人第一	82	82	79	85	78	79	485	3	3	3	3	2	2	16
42	中 川	47	43	60	55	57	74	336	2	2	2	2	2	2	12
43	中川北	81	72	66	67	85	80	451	3	3	2	2	3	2	15
44	中川東	45	49	47	51	52	43	287	2	2	2	2	2	2	12
45	中島根	45	45	45	66	62	68	331	2	2	2	2	2	2	12
46	長 門	41	41	38	43	49	39	251	2	2	2	2	2	1	11
47	西新井	81	83	83	88	96	98	529	3	3	3	3	3	3	18
48	西新井第一	55	47	51	62	66	69	350	2	2	2	2	2	2	12
49	西新井第二	56	40	52	60	61	48	317	2	2	2	2	2	2	12
50	西伊興	99	115	84	101	72	98	569	3	4	3	3	2	3	18
51	西保木間	26	30	21	33	28	35	173	1	1	1	1	1	1	6
52	花 畑	56	50	46	61	56	54	323	2	2	2	2	2	2	12
53	花畑第一	58	72	83	74	63	65	415	2	3	3	2	2	2	14
54	花畑西	47	52	58	49	66	54	326	2	2	2	2	2	2	12
55	花 保	87	96	77	71	88	72	491	3	3	3	2	3	2	16
56	東綾瀬	80	80	94	87	76	70	487	3	3	3	3	2	2	16
57	東伊興	82	101	90	103	96	90	562	3	3	3	3	3	3	18
58	東加平	118	97	81	105	82	92	575	4	3	3	3	3	3	19
59	東栗原	54	57	54	69	73	58	365	2	2	2	2	2	2	12
60	東 渚江	86	96	91	92	89	100	554	3	3	3	3	3	3	18
61	平 野	83	94	86	86	87	91	527	3	3	3	3	3	3	18
62	渚 江	65	59	66	65	73	82	410	2	2	2	2	2	3	13
63	渚江第一	101	90	88	90	98	89	556	3	3	3	3	3	3	18
64	保 木 間	51	53	46	51	51	53	305	2	2	2	2	2	2	12
65	宮 城	72	85	76	85	80	80	478	3	3	3	3	2	2	16
66	六 木	67	67	79	70	85	87	455	2	2	3	2	3	3	15
67	本 木	59	65	64	65	72	64	389	2	2	2	2	2	2	12
68	弥 生	74	96	96	97	82	91	536	3	3	3	3	3	3	18
合 計		4,835	4,930	4,892	5,065	5,110	5,084	29,916	172	174	172	163	163	162	1,006

(学校運営部 学務課)

令和4年度 中学校別 生徒数・学級数（通常学級）

令和4年4月7日現在

番号	中学校名	生徒数				学級数				
		1年	2年	3年	合計	1年	2年	3年	複式	合計
1	第一	117	118	102	337	4	3	3		10
2	第四	174	209	202	585	5	6	6		17
3	第五	75	97	74	246	3	3	2		8
4	第六	99	97	92	288	3	3	3		9
5	第七	128	132	135	395	4	4	4		12
6	第九	174	165	188	527	5	5	5		15
7	第十	159	165	164	488	5	5	5		15
8	第十一	207	207	204	618	6	6	6		18
9	第十二	114	110	125	349	4	3	4		11
10	第十三	204	193	177	574	6	5	5		16
11	第十四	237	241	261	739	7	7	7		21
12	青井	41	34	48	123	2	1	2		5
13	伊興	178	182	177	537	6	5	5		16
14	入谷	32	46	34	112	1	2	1		4
15	入谷南	128	122	134	384	4	4	4		12
16	扇	76	61	70	207	3	2	2		7
17	加賀	64	67	72	203	2	2	2		6
18	蒲原	176	205	204	585	6	6	6		18
19	栗島	91	70	41	202	3	2	2		7
20	江南	58	55	38	151	2	2	1		5
21	江北桜	134	136	122	392	4	4	4		12
22	鹿浜菜の花	137	159	153	449	4	4	4		12
23	新田	178	196	177	551	6	5	5		16
24	千寿青葉	127	104	84	315	4	3	3		10
25	千寿桜堤	169	166	168	503	5	5	5		15
26	竹の塚	37	58	44	139	1	2	2		5
27	西新井	206	163	204	573	6	5	6		17
28	花畑	95	102	91	288	3	3	3		9
29	花畑北	38	34	36	108	1	1	1		3
30	花保	97	77	75	249	3	2	2		7
31	東綾瀬	152	167	183	502	5	5	5		15
32	東島根	90	108	126	324	3	3	4		10
33	渚江	128	180	190	498	4	5	5		14
34	谷中	150	164	155	469	5	5	4		14
35	六月	168	152	168	488	5	4	5		14
小計		4,438	4,542	4,518	13,498	140	132	133	0	405
	四中夜間（一般）	1	5	4	10	1	1	1		3
	四中夜間（日本語）	1	7	15	23				2	2
合計		4,440	4,554	4,537	13,531	141	133	134	2	410

…『中1の教員加配』対象校。

（学校運営部 学務課）

令和4年度 児童・生徒・学級数（特別支援学級）

■小学校

令和4年4月7日現在

区分	障がい種別	No	学校名	児 童 数							学 級 数			
				1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	4年度	前年度	増減	
固定級	知的	1	青 井	1	3	3	3	2	3	15	2	2		
		2	足 立	4	4	2	4	3	5	22	3	3		
		3	梅島第二	1	1	2	3	4	2	13	2	3	-1	
		4	桜 花	2	2	3	2	2		11	2	2		
		5	江 北	4	5	1	2	6	6	24	3	3		
		6	古千谷	2	1	2	3	6	1	15	2	2		
		7	鹿浜第一	6	2	6	1	6	5	26	4	4		
		8	新 田	2	2	1	1	2	2	10	2	2		
		9	関 原	2	2	2	2	2	6	16	2	2		
		10	千寿桜		3	5	4	1	3	16	2	2		
		11	千寿常東	2	1	2		4	3	12	2	2		
		12	西伊興	5	9	2	3	6	7	32	4	4		
		13	花 畑	3	3	4	1	2	6	19	3	3		
		14	東 湊 江	3	1	4	8	9	4	29	4	4		
		15	平 野	3	2	3	3	8	5	24	3	4	-1	
		16	湊 江	4	4	5	1	3	7	24	3	3		
		17	宮 城		2	1	1		1	5	1	1		
		18	六 木		3	5	1	2	6	17	3	3		
		19	本 木	2		5	2	9	2	20	3	3		
		20	辰 沼	5	1	1		1		8	1	1		
固定級 合計				51	51	59	45	78	74	358	51	53	2	
通級	弱視	1	足 立	1	1	1	1	2		6	1	1		
		小計			1	1	1	1	2		6	1	1	
	難聴	1	千寿本町		1				2		3	1	1	
		2	中川東	休学級										
		3	弥 生	2	1	2	3			8	1	1		
	小計			2	2	2	3	2		11	2	2		
	言語	1	千寿本町	5	15	13	2	11		46	3	3		
		2	中川東	5	6	8	6	3	2	30	2	2		
		3	弥 生	8	13	24	11	7	9	72	4	4		
小計			18	34	45	19	21	11	148	9	9			
通級 合計				21	37	48	23	25	11	165	12	12		

■中学校

令和4年4月7日現在

区分	障がい種別	No	学校名	生 徒 数				学 級 数		
				1年	2年	3年	合計	4年度	前年度	増減
固定級	知的	1	第 一	4	5	11	20	3	3	
		2	第 六	3	7	8	18	3	3	
		3	第 七	6	9	11	26	4	4	
		4	第 十 三	10	8	8	26	4	4	
		5	伊 興	9	10	5	24	3	3	
		6	栗 島	11	6	4	21	3	2	1
		7	鹿浜菜の花	9	10	10	29	4	4	
		8	新 田	2	4	2	8	1	1	
		9	花 畑	7	5	10	22	3	3	
		10	東 綾 瀬	15	5	4	24	3	2	1
固定級 合計				76	69	73	218	31	29	2

■特別支援教室利用児童数(小学校)

令和4年4月7日現在

障害区分	学校CD	導入年度			小学校	児童数						
		H28	H29	H30		計	1年	2年	3年	4年	5年	6年
情緒	133	○			千寿小学校	38	6	8	13	5	6	0
	136	○			千寿双葉小学校	27	2	5	8	2	6	4
	134	○			千寿桜小学校	31	3	5	12	4	4	3
	139	○			千寿本町小学校	17	1	6	1	4	2	3
	135	○			千寿常東小学校	27	5	5	3	3	6	5
	138	○			千寿第八小学校	29	3	4	1	6	7	8
	141	○			辰沼小学校	42	4	7	9	7	2	13
	145	○			中川小学校	19	2	0	8	1	7	1
	147	○			中川東小学校	18	2	5	5	3	1	2
	146	○			中川北小学校	38	5	4	9	5	5	10
	169	○			六木小学校	24	3	3	8	3	4	3
	167	○			保木間小学校	34	4	2	7	9	8	4
	148	○			中島根小学校	40	1	4	7	10	9	9
	166	○			浏江第一小学校	32	6	6	3	9	3	5
	165	○			浏江小学校	26	2	2	10	3	7	2
	154	○			西保木間小学校	24	1	4	4	4	3	8
	140	○			竹の塚小学校	30	0	5	6	12	4	3
	174	○			鹿浜五色桜小学校	48	4	7	6	7	13	11
	128	○			鹿浜第一小学校	26	1	6	8	5	5	1
	126	○			皿沼小学校	24	0	4	7	5	2	6
	116	○			北鹿浜小学校	12	1	1	3	3	0	4
	129	○			鹿浜西小学校	27	2	6	4	7	4	4
	131	○			新田小学校	40	5	3	9	10	6	7
	150		○		西新井小学校	31	9	1	8	3	6	4
	151		○		西新井第一小学校	20	4	1	2	5	5	3
	110		○		興本小学校	37	2	6	7	9	7	6
	170		○		本木小学校	15	5	4	2	2	2	0
	142		○		寺地小学校	28	5	2	2	8	7	4
	102		○		綾瀬小学校	34	2	7	7	6	3	9
	159		○		東綾瀬小学校	13	1	4	3	2	1	2
	115		○		北三谷小学校	24	4	3	3	4	6	4
	161		○		東加平小学校	25	6	3	1	6	5	4
	163		○		東浏江小学校	27	6	3	5	6	2	5
	109		○		大谷田小学校	20	1	5	4	5	4	1
	149		○		長門小学校	27	4	6	4	6	3	4
	117		○		栗島小学校	28	2	4	6	5	4	7
162		○		東栗原小学校	23	2	3	4	3	7	4	
101		○		青井小学校	18	0	1	8	5	2	2	
112		○		加平小学校	36	5	7	11	5	5	3	
164		○		平野小学校	37	9	3	3	8	7	7	

■特別支援教室利用児童数(小学校)

令和4年4月7日現在

障害 区分	学校 CD	導入年度			小学校	児 童 数						
		H28	H29	H30		計	1年	2年	3年	4年	5年	6年
情緒	156		○		花畑第一小学校	39	2	11	8	8	6	4
	157		○		花畑西小学校	17	4	3	3	0	4	3
	111		○		桜花小学校	40	6	9	4	5	10	6
	155		○		花畑小学校	35	6	4	8	5	5	7
	158		○		花保小学校	34	7	10	3	5	5	4
	143		○		舎人小学校	12	2	3	1	3	2	1
	125		○		古千谷小学校	43	5	3	9	12	11	3
	144		○		舎人第一小学校	28	2	6	4	4	5	7
	103		○		足立入谷小学校	10	1	0	2	2	2	3
	122			○	江北小学校	53	10	7	12	5	11	8
	108			○	扇小学校	35	4	4	7	14	2	4
	168			○	宮城小学校	27	4	4	8	5	3	3
	114			○	亀田小学校	50	4	6	15	11	12	2
	118			○	栗原小学校	18	2	3	5	1	3	4
	132			○	関原小学校	34	10	7	4	9	3	1
	106			○	梅島第一小学校	25	4	3	5	3	7	3
	130			○	島根小学校	38	5	9	5	9	4	6
	105			○	梅島小学校	20	3	4	4	1	8	0
	107			○	梅島第二小学校	22	3	10	4	0	4	1
	172			○	足立小学校	63	5	14	11	13	11	9
	173			○	弥生小学校	44	5	6	8	7	9	9
	120			○	弘道小学校	35	3	4	4	8	6	10
	121			○	弘道第一小学校	20	5	5	3	3	4	0
	152			○	西新井第二小学校	22	8	1	6	4	2	1
	153			○	西伊興小学校	36	2	8	7	7	6	6
	119			○	栗原北小学校	33	1	2	10	5	4	11
	104			○	伊興小学校	28	2	4	3	7	6	6
	160			○	東伊興小学校	45	3	4	10	10	12	6
		23	26	19	計	2,022	248	319	404	381	357	313

■特別支援教室利用生徒数(中学校)

令和4年4月7日現在

障害 区分	学校 CD	導入年度		中学校	生徒数			
		R1	R2		計	1年	2年	3年
情緒	312	○		第十四中学校	19	7	7	5
	329	○		西新井中学校	21	9	8	4
	315	○		入谷中学校	8	3	4	1
	314	○		伊興中学校	19	8	8	3
	316	○		入谷南中学校	10	6	1	3
	317	○		扇中学校	9	0	7	2
	322	○		江南中学校	9	5	3	1
	325	○		新田中学校	20	12	7	1
	338	○		鹿浜菜の花中学校	15	3	7	5
	339	○		江北桜中学校	12	6	6	0
	318	○		加賀中学校	16	6	4	6
	337	○		六月中学校	31	12	7	12
	302		○	第四中学校	11	2	5	4
	303		○	第五中学校	12	7	2	3
	304		○	第六中学校	11	5	2	4
	305		○	第七中学校	18	7	6	5
	307		○	第九中学校	14	6	6	2
	308		○	第十中学校	16	6	5	5
	301		○	第一中学校	18	4	5	9
	327		○	千寿桜堤中学校	11	3	3	5
	326		○	千寿青葉中学校	16	6	6	4
	309		○	第十一中学校	26	13	10	3
	303		○	青井中学校	12	2	6	4
	321		○	栗島中学校	28	13	13	2
	310		○	第十二中学校	11	3	5	3
	311		○	第十三中学校	28	14	7	7
	333		○	東綾瀬中学校	10	7	1	2
	319		○	蒲原中学校	10	7	1	2
	336		○	谷中中学校	21	7	10	4
	334		○	東島根中学校	5	0	2	3
	335		○	浏江中学校	9	3	5	1
	328		○	竹の塚中学校	19	5	9	5
	330		○	花畑中学校	10	6	3	1
331		○	花畑北中学校	4	1	3	0	
332		○	花保中学校	9	3	1	5	
		12	23	計	518	207	185	126

事業実施報告（4月）

行事名	実施日	会場	参加者数
中高生の居場所づくり	3日（日）10日（日） 17日（日）24日（日）	新田地域学習センター他	14人
科学体験講座	10日（日）	ギャラクシティ	10人
	16日（土）		8人
	24日（日）		9人
あだち日曜教室	10日（日）	梅田地域学習センター	25人
ジュニアリーダー研修会	23日（土）24日（日）	鹿浜五色桜小学校	17人
	23日（土）	弘道小学校	16人
	24日（日）	西新井第一小学校	20人

事業実施予定（5月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
中高生の居場所づくり	1日（日）8日（日） 15日（日）22日（日） 29日（日）	新田地域学習センター他	30人
科学体験講座	7日（土）	ギャラクシティ	10人
	8日（日）		20人
	29日（日）		10人
あだち日曜教室	8日（日）	梅田地域学習センター	30人
ジュニアリーダー研修会	1日（日）	西新井第一小学校	30人
	7日（土）8日（日）	梅島小学校	30人
	15日（日）22日（日）	学びピア 21/千寿双葉小学校	30人
	21日（土）	弘道小学校	30人
	22日（日）	中央本町地域学習センター	30人
	28日（土）29日（日）	新田小学校 第二校舎	30人
ジュニアリーダー スーパー研修会	15日（日）	梅田地域学習センター	35人
	29日（日）	宮城ゆうゆう公園	35人
親子体験キャンプ	29日（日）	舎人公園キャンプ場	30人
二十歳の集い実行委員 応募者説明会	19日（木）	1202 会議室	未定

行事実施結果（4月1日～4月30日）

事業名	日時	会場	参加人数
足立ジュニア吹奏楽団 第32回定期演奏会	4/23(土) 19:00～20:00	西新井文化ホール	186人
足立ジュニア吹奏楽団 卒団式	4/23(土) 20:30～21:00	西新井文化ホール	136人

動画配信

配信月	内容
2月～配信中	あだち放課後子ども教室 「スタッフ募集」 YouTube 配信、Facebook 配信（公社 HP から視聴可能）

行事実施予定（5月1日～5月31日）

事業名	日時	会場	予定人数
足立ジュニア吹奏楽団 入団式	5/11(水) 18:30～19:30	西新井文化ホール	-
あだち放課後子ども教室 安全管理講習会 講師：(株)フクシ・エンタープライズ派遣講師	5/13(金)～ 5/28(土) 計4回	生涯学習センター ほか3会場	各50人
スポーツ指導者スキルアップ講習会 運動機能向上のためのトレーニング（前期高齢者の運動指導） 講師：田中 秋乃氏（健康運動指導士）	5/14(土) 13:00～17:00	生涯学習センター	30人
あだち放課後子ども教室 「見守りスタッフ」活動説明会	5/26(木) 10:00～11:00	生涯学習センター	10人
子どもの未来応援アウトリーチコンサート in 親子サロン 出演者：山本 奈央氏（オカリナ）、志野 文音氏 （クラシックギター）	5/26(木) 11:10～11:40	エル・ソフィア	32人
第84回 あだちアートリンクカフェ テーマ：「デザインの仕事」と「地域活動」 ゲストスピーカー：猪又 章夫氏 （ろじゅらデザイン・デザイナー／千住いえまちメンバー）	5/27(金) 18:30～20:00	生涯学習センター	25人
スポーツ指導者スキルアップ講習会 運動あそびと体力向上トレーニング（小学生の運動あそび） 講師：篠原 俊明氏（共栄大学講師）	5/28(土) 13:00～17:00	生涯学習センター	25人